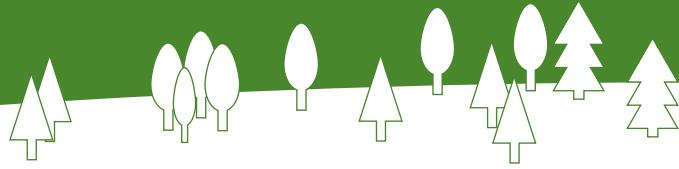


水質汚濁防止対策



工場で使用された水は再利用するとともに浄化処理を行ったうえで排水し、法で定められた水質総量規制をクリアしています。

排水の監視と定期測定

当社では、生産工程で使用する水の90%以上を再利用しています。

冷却水などに使用した水は、排水処理施設で凝集沈殿や砂ろ過など、数段階の処理を施して放流しています。放流水の水質は、放流口に自動pH測定器を設置し、常時監視しており、社内の管理基準を超えると警報が出て担当者が早期に対応する体制になっています。また、瀬戸内海の富栄養化の原因となるCOD(化学的酸素要求量)、窒素、りんについても自動測定装置で連続測定を行い、濃度監視とともに排出総量の規制にも対応しています。

排水の監視は、COD、pH、SS(浮遊粒子状物質)、油分、窒素、りんについて定期的に指定測定法による分析を行っています。その他、重金属などの有害物質についても定期的に測定を行い、水質管理と汚染予防に努めています。

●排水データ

単位: pH以外 mg/ℓ

項目	規制値 (法・条例)	実績値	
		最大	最小
有害物質	カドミウム	0.05	<0.001
	シアン	0.7	<0.01
	鉛	0.1	<0.005
	六価クロム	0.35	<0.01
	砒素	0.1	<0.005
	緑水銀	0.005	<0.0005
	PCB	0.003	<0.0005
一般項目	pH	5.8~8.6	7.4 6.3
	COD	20	6.6 1.1
	SS	40	2.8 <0.5
	油分	1.5	<0.5



排水処理施設

水質総量規制への対応

当社が排水した主な水質汚濁物質の濃度は、いずれも法の基準および兵庫県、姫路市との協定値を十分に満たしています。今後も、COD、SSをはじめ、窒素、りん等の排出を抑制し、瀬戸内海の水質保全に努めていきます。

●排水中のCOD(化学的酸素要求量)の推移

(濃度: mg/ℓ)



●排水中のSS(浮遊粒子状物質)の推移

(濃度: mg/ℓ)

協定値: 20mg/ℓ



●排水中の窒素濃度の推移

(濃度: mg/ℓ)

兵庫県管理値: 40mg/ℓ

